平成 23 年度第 3 回金沢市景観審議会

日時 平成24年3月27日(火)午後2時~午後4時

場所 金沢市職員会館1階 第1研修室

- 1. 開会
- 2. 局長あいさつ
- 3. 会長あいさつ

(事務局) ありがとうございました。

それでは、ここからの進行を水野会長にお願いしたいと思います。

それでは、お願いします。

4. 議事

(1) 報告事項

専門部会での審議等について

用水みちすじ部会

緑化推進部会

(水野会長) それでは早速、会議に入りたいと思います。議事次第に従いまして、(1)報告事項、(2) その他で、まず報告事項の方から、専門部会での審議事項について、一括して事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、まず専門部会の用水みちすじ部会の報告をさせていただきます。 私は景観政策課の杉本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

平成23年度用水みちすじ部会ですが、下期の開催回数は2回でした。その中で審議案件が4件、報告案件が3件ありました。今回、審議案件の審議経過につきまして、本審議会にご報告させていただきます。

(以下スライド併用)

まず一つ目ですが、資料1番と併せてご覧ください。都市計画道路小立野線(石引4丁

目地区)無電柱化工事です。石川県県央土木総合事務所都市施設課が事業主体です。対象 地は、こちらに兼六園がございまして、小立野方面に向かう通りです。そのうちの兼六園 にタッチする部分です。

指定区域としましては、景観条例に基づく伝統環境保存区域、寺社風景保全区域、それから、辰巳用水が当該道路に沿って流れておりまして、これが保全指定用水となっております。そのほか重要文化的景観区域、景観重要道路に指定されております。

事業年度は、平成22年度より概ね4ケ年で、幅員は16.2m、現況では歩道の舗装がカラーコンクリートで施工されている区間です。

景の趣としましては、「本多の森の緑と辰巳用水の流れを背景とした『歴史・文化と融合した街並み』の創造」ということで、施工延長は322m、全区間の無電柱化を行うということです。それから、歩道の修景、無散水の融雪、照明灯設置が主な工事の概要です。

現況写真です。こちらは兼六園の方から臨んだ写真、こちらは小立野側から逆に兼六園の方を見た写真です。当該路線の横には「加賀八家」の旧奥村家の屋敷の土塀が残っています。

計画平面図です。左が兼六園側、右が小立野側になります。2 色の点がありますが、照明灯が設置される場所がこの青と緑の点でありまして、あとは無電柱化をすれば路上機器を置かなければいけないことになるのですが、2 カ所に集約して配置する計画です。

こちらは標準断面図ですが、今回、無電柱化を行うにあたりまして、辰巳用水と反対側 の部分に管路を埋設して歩道の修景を行う計画です。

照明灯につきましては、車道照明、歩道照明の案を提示させていただいております。車 道につきましては、シンプルで主張しないようなタイプ、光源も目に入りにくい形態で、 夜間のぎらつき等が抑えられるようなものを案として提示しております。

それから、歩道照明につきましては、よくまちなかでも見かけるタイプの、オーソドックスな行灯型のものを提示させていただいております。

歩道舗装につきましては、もともと当該路線は歩道が狭いということがありまして、側溝の部分アスファルト舗装の部分を同じ仕上げとし、歩道を広く見せるような工夫をするということで、側溝とアスファルト舗装の両方の上に施工が可能な石調吹付という修景方法を選定して提示させていただいております。

それから、配慮事項といたしましては、道路照明と信号機の集約化ということで、交通管理者が所管する信号と、道路管理者が所管する車道照明がありますが、管理者の間で協議しまして集約し、なるべく舗装面に立つ支柱を減らしていくといった配慮をしております。

それから、不要な標識を見直し、撤去するということも、今回の工事で行うという計画 でございます。

続きまして、案内標識につきましても、標識特区の対象の標識になっておりまして、この標識は実は寸法的には標識特区の決まりごとに沿った形になっているのですが、それをレイアウトを変更することで少しコンパクトにまとめております。これがおよそ 56%で、半分ぐらいの大きさにするという計画です。

整備イメージです。これらの計画を提示させていただきまして、用水みちすじ部会から 答申が出ております。

舗装色については、旧奥村家土塀のある景観を阻害することのないよう、落ち着いた色彩の採用について検討してください。主役である土塀がある中で、あまり喧嘩をするような色、鮮やかな色を使わないでほしいという意味です。それから、施工前には現地にて最終的な色彩を試験施工で確認をさせていただきますといった2点の答申が出ております。

続きまして、都市計画道路小立野線(小立野4丁目地区)無電柱化工事です。事業主体は、同じく石川県の都市施設課です。こちらの場所は、先ほどの1件目は兼六園にタッチする部分でしたが、その小立野側の下馬地蔵がある交差点の周辺が施工範囲です。

こちらも指定区域としましては景観条例の伝統環境調和区域、それから、同じく寺社風景保全区域、辰巳用水がありまして保全指定用水、景観重要道路に指定されております。

事業年度は平成22年より概ね5ケ年です。現況では幅員が15m、歩道舗装はインターロッ

キングがあったり、平板ブロックがあったり、アスファルトになったりと、混在しているような状況です。

景の趣としましては、「小立野寺院群の落ち着いた佇まいと調和した道筋整備」ということでありまして、施工延長は260m、こちらも全線無電柱化を行います。

歩道舗装につきましては、先ほどの石引工区と色調を合わせた形での特殊骨材アスファルト舗装を提案させていただいたおります。それから、照明灯の設置が主な工事の概要です。

こちらは現況写真で、石引側から小立野の方に向かって撮った写真です。右にあるのは 下馬地蔵です。

こちらは逆に、石引の方から兼六園に向かっての写真です。

こちらが下馬地蔵です。

計画平面図です。下馬地蔵がここにありまして、こちらへ行きますと兼六園です。緑色で示してあるのが歩道照明、赤いものが車道の交差点照明です。

こちらにつきましても、路上機器を両サイドに点々と置くのではなく、集約できるものは集約するということで、用地を取得してそこに路上機器を集約しています。

こちらが標準断面図です。

続きまして、構成要素ごとの検討の結果を報告させていただきます。

舗装材につきましては、黒いアスファルトに少し顔料を入れたような形で、なおかつ骨材、中に入っている石には色が付いた石を使い、その骨材の色で舗装の色を表現するというもので、非常にさりげない発色のものを提案させていただいております。

色調につきましても、先ほどの石引工区と合わせた形で紅桜系でコントロールしています。

照明灯につきましても、連続性に配慮し、石引工区と同様の照明を提案させていただい ております。

同じく照明灯と信号機の集約。それからこれも集約の話ですが、二つの柱に支えられて おります複数の標識を一つにまとめる計画です。

整備イメージがこちらになります。

以上の計画を受けまして、用水みちすじ部会として答申が出ております。

まず一つ目、誘導ブロックについては、舗装材の色彩と合わせて周辺の関係機関の意見を踏まえ、視覚障害者に対するバリアフリーに適した色彩を採用することとし、当部会に再度提示願います。また、施工する際には、現地にて最終的な色彩を試験施工で確認をさせていただきますという答申が出ております。

続きまして、3つ目の用水みちすじ部会の審議案件を報告させていただきます。「まちなか公共レンタサイクルについて」ということで、紙面などに最近よく出ておりますが、事業主体は金沢市の歩ける環境推進課です。対象地は市街地一円ということで、サイクルポート(駐輪場)が18カ所あります。この18カ所、まちなかに固まって自転車が駐輪されるということで、少なからずまちなかの景観に影響を及ぼすということがありますので、用水みちすじ部会で審議をしております。

整備の方針としましては、「金沢らしい落ち着きと環境負荷低減を両立する新たな公共 交通システム」ということでありまして、サイクルポート数が18カ所、自転車ラックは総 数で255台、自転車は180台です。

案として提示されたものがこちらです。基本的には木色(もくじき)を基調として、まちなかの景観との調和を図っていきたいという思想です。

それから、ロゴマークにつきましては、健康的で環境にやさしい取り組みを象徴する緑色を使うという計画です。

それから、路上端末機につきましては、シンプルでコンパクトなデザインとするという 計画です。

答申内容ですが、自転車の色彩については、景観に調和しつつも利用者が快適かつ安全に走行できる色彩の採用について再度検討を望みます。それから、実際の色彩の決定にあたりましては、実車を塗装して、それで確認をさせていただきますといった答申が出ております。

こちらが、その用水みちすじ部会の後で実車で塗装をして確認している状況です。用水 みちすじ部会の部会長の黒川委員、それから同じく用水みちすじ部会委員の山岸委員に立 ち会っていただいています。

これが運用開始後の状況ですが、先週の土曜日、3月24日の開始式が新聞に出ていましたが、現在もう供用開始されているということで、これが香林坊に設置されている状況です。

これがこども図書館の横ですが、玉川町のポートです。こういった形で既に運用がされているということですので紹介をさせていただきます。

最後になりますが、大野町4丁目地内道路整備工事の審議経過につきましてご報告をさせていただきます。事業主体は金沢市の道路管理課です。対象地は大野町4丁目地内ということで、大野町のバス通りのこまちなみ保存区域に入っている区間のメイン道路です。

当該地区は、地区の歴史、しょうゆ醸造業や漁業、海運業といった歴史を背景とした落ち着いた街並みが残っているということでこまちなみ保存区域に指定されており、観光客も多く、また通学路にもなっていまして、安心して歩ける道路整備が求められている路線です。

景の趣としましては、「藩政期から残る伝統的な佇まいと生活・生業に根ざした街並み が調和した、魅力ある街並み景観の保全と創出」ということで、施工延長 500m。

工事の概要としましては、イメージ歩道と自由勾配側溝を整備するといったものです。

こちらは現況写真です。こまちなみ保存区域ということで、外壁の面がある程度そろったような街並みです。

こちらは終点部分ですが、やはりこういった街並みが比較的残っています。

一部、既に暗渠化されているような区間もあります。 ただ、こういった止め石などは残して、往事の痕跡を残すようにしています。

標準断面図です。現状、側溝断面が不足しているということがありまして、排水の改良も含めた形で側溝を整備し、1m程度を歩行者空間、イメージ歩道を施工するといった計画です。

イメージ歩道部の検討ですが、先ほどの石引・小立野工区と同じような自然石骨材のアスファルト舗装ということで、繰り返しになりますが、アスファルト舗装に色のついた骨材が入っているものです。その骨材の色をもって舗装の色を表現していくような、比較的落ち着いた舗装を考えております。

色彩につきましては、周辺にこういった笏谷(しゃくだに)石がありますので、緑系の色でイメージ歩道を施行したいといった計画を提案しております。

こちらは整備イメージです。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、一般の車道部と 差別化をしまして、色彩、少し色が付いた状態、横断歩道部につきましてもこういった形 で、歩行者空間との連続性を重んじまして、イメージ歩道と同様の舗装をする計画です。

こちらの計画を受けまして、答申内容です。当該地は、こまちなみ保存区域であることに鑑み、周辺環境との調和およびイメージ歩道部舗装とのなじみに配慮した自由勾配側溝の天端の仕上げについて検討してください。自由勾配側溝がコンクリートで新しいものになると、白いものが帯状に出てきて周辺の環境と調和しないということです。

それから、2 点目ですが、運転者への注意喚起のため、交差点部のイメージ環境を設定することについて検討してくださいということでした。

以上が平成23年度下期の用水みちすじ部会の審議案件の報告です。

(事務局) 緑と花の課の本光と申します。よろしくお願いします。

引き続きまして、緑化推進部会よりご報告をさせていただきます。報告事項が二つございます。1番目としまして「保存樹・樹林の今後のあり方について」、2番目としまして「保存樹、景観樹の指定および解除について」です。

今年度、緑化推進部会では、この半期に平成24年1月、3月の2回にわたり部会を開催 しております。

(以下スライド併用)

まず最初に、報告事項の1としまして、「保存樹・樹林の今後のあり方について」です。 こちらにつきましては、緑と花の課でも平成21年に緑の基本計画を改定いたしまして、民 有地の緑の保全・創出に力を注いでいきたい、公共の緑の整備を視野に入れて進んでいき たいということ、また、市全体としましては、歴史都市ということで寺町寺院群、卯辰山 山ろく寺院群等の重要伝統的建造物群保存地区等の指定もありまして、まちなかの歴史あ る緑の保全といったものが課題となっている中で、保存樹・保存樹林といったまちなかの 緑の今後のあり方について検討してまいりました。

現況の課題等を踏まえまして、決定した事項についてご報告いたします。

まず保存目標および保存方針についてです。保存目標につきましては、「保存樹・樹林を 適切に維持管理し、良好な市民共通の財産として次代に継承する」ということとしました。 保存樹・保存樹林というのは市民共通の財産である、所有者だけのものではないというこ とで、都市の美観風致に寄与する重要な緑であるということを再認識することが目的となっ ております。

また、保全方針につきましてはこちらに掲げた三つ、一つ目として「都市の魅力として の適切な維持管理」、二つ目として「将来に向けた持続性の確保」、三つ目として「市民・ 所有者・市の連携・協力」といった三つの方針の柱を掲げました。

続きまして、そういった目標、保全方針に基づきまして、今後市民を含めてどういった 関係性を築いていけばいいかということで、望まれる関係性を端的に示したものがこちら の図になります。これまでは、ご存じのように、樹林の所有者である方々と市との直接的な関係、保全・整備というようなやり取りということで、市が支援して所有者は適切に維持管理していくという関係で終わっていたのですが、市民共通の財産ということで、今後は近隣住民はもちろん、市民全体が保存林というものをもう少し認知していただいて、自身の町の歴史ある緑ということで評価していただくということで、この三者が一体となって育てていくという形で進めてまいりたいと思います。

特に近隣住民というところで挙がってきましたのは、保存樹林などにつきましては、まちなかの緑ということで、隣地の民地との関係上、維持管理についてもいろいろ最近課題が出てきているということがありまして、その解決を図るためにもこのような関係性を今後築いていきたいということです。

この関係性を踏まえまして、今後の対応策について、今、検討中です。

まず、対応案としまして、短期的対応として、今年度の案として五つの項目が決定しております。1番目としては、「自己点検報告書」の提出ということです。これは保存樹・保存樹林の所有者に対して、自らの敷地にある樹木の点検を再度お願いしまして、報告をしていただく。また2番目として、市としても定期的なパトロールを実施する。それから、3番目は、「維持管理の手引き」の作成・配布ということで、適切な維持管理を進めていただく。そのほか、保存樹・樹林のPR・周知ということで、より広く市民の方にもご理解、評価をいただいて守っていくということで、こちらにつきましては重点的かつ短期的な対応ということで、なるべく即時的に改善していくような方法として考えております。今後、24年度におきましては、さらに持続的に保存樹・保存樹林を守っていくための対応策として、中長期的対応についても検討してまいりたいと考えております。以上が保存樹・樹林の今後のあり方です。

引き続きまして、そういったことを踏まえまして、今年度、保存樹、景観樹の指定を行いました。また、一方で、解除したものもありますので、報告させていただきます。

案件としまして、こちらに示すものがあります。保存樹としましては3件で4本、それから、景観樹としましては1本、さらに保存樹の指定解除として1本です。

それぞれの場所につきまして、地図でご説明いたします。基本的には街中を中心とした

ところに 4 カ所集中しております。1 カ所、景観樹の候補だけは高柳町にあります。これらの詳細についてご説明します。

まず最初、保存樹の1番としまして、井出邸のイスノキです。こちらは香林坊2丁目ということで、北国新聞社の赤羽ホールのお隣の、昔の武家屋敷の敷地内にあります。樹種はイスノキで、幹周2.7m、高さ7mぐらいの樹木です。これは暖かい地方に育つ樹木で、概ね金沢が北限といわれています。樹齢としましては、こちらの写真に写っている土塀とほぼ同等、もしくはそれ以上に古いと推測されまして、大体130年以上と考えられます。この樹種でここまで大きなものは極めて珍しいため、保存樹として指定するものです。

こちらの方がもう少し近くから見たもので、敷地内の裏の方から見た樹木の状況です。

続きまして、保存樹の2番、北間楼のヒイラギモクセイです。ラブロの後ろにある北間楼の敷地の道路前面に面した部分にあるヒイラギモクセイです。幹周は1.87m、樹高は8.5mです。こちらの方は、料亭のあった当初からこの樹木はあったと言い伝えられておりまして、樹齢は概ね200年と伝えられております。こちらにつきましても、この樹種でこれほど大きなものは極めて希少なものなので、保存樹にふさわしいものです。

こちらの方がアップで見たものです。

続きまして、保存樹の3番目の候補としまして、大蓮寺のケヤキ2本です。こちらは野町広小路交差点のすぐ近く、神明宮のお隣の寺の敷地内にある樹木でありまして、それぞれ樹高20m、17mの大きなケヤキです。お隣の神明宮の保存樹第1号のケヤキと一体となって大きな樹幹を有しており、本市のまちなかの保存樹としては貴重なものととらえられます。

こちらがケヤキの1番葉の茂っているところ、また、落葉したときの樹形、樹種の風景です。

こちらがケヤキの2番でありまして、1番、2番ともに良好な樹形を保っている、非常

に大きなケヤキの樹木です。

以上が保存樹ですが、次に市の条例で指定することのできる景観樹、こちらは保存樹ほどの規模ではないにしても、歴史ある樹木として重要なものとして、幹周が1.5m未満であっても指定できるという根拠に基づいて指定しているものです。

現在、金沢市では景観樹は 10 本ありますが、こちらが今 11 本目の候補として挙がりました。こちらの樹木は、現在、高柳町の林家という民家の前庭の部分に面しています。幹周は 1m と小さいのですが、このラカンマキという樹木は極めて成長が遅いということで、これだけの大きさのものであれば樹齢は 100 年以上と推測されます。

また、所有者の方へのヒアリングによりますと、昔、裁判所の近くの兼六元町にあった 多賀家の武家屋敷の敷地内に植えられていたラカンマキだと聞いております。今、多賀家 の長屋門は、湯涌の江戸村に移設されています。立派な樹形を維持しておりまして、地域 のシンボルとしても親しまれているということで、景観樹として挙げられました。

こちらは、少し離れて見ております。極めて立派なお宅で、お庭も十分広く、この樹木 も所有者自身が維持管理しています。

以上が指定にかかわるものです。

引き続き、保存樹の指定解除について1件ご報告させていただきます。こちらは小橋菅原神社で、片町のまちなかにあるイチョウの木です。小橋菅原神社は今はビルの一角に移設しておりますが、以前はラブロの裏手にありまして、そちらからこの場所に移っています。ちょうどエルビルの裏辺りになるのですが、そちらの方に移ってくる際、敷地内のこの樹木を昭和48年に移植した大木でした。金沢市としては第135号ということで平成15年に指定をしていたのですが、移植された場所が非常に狭小な状況でございまして、樹木の足元が舗装されているのですが、年々衰退しているということです。

樹木医の診断によりますと、かなり寿命の末期に至っているということで、写真をご覧いただいて分かるように、幹肌もめくれておりますし、樹芯の方も空洞化が進んでいるということもありまして、保存樹としての美観風致を維持していないということで、指定解除したいということになりました。

こちらの方がもう少し近付いたところの写真でありまして、幹の中まで空洞化が進んでいることがお分かりになると思います。

以上の内容につきましては、後半期2回の緑化推進部会で審議されまして、今ご報告した内容のとおり、今後のあり方につきまして大体定まりまして、引き続き24年度もまた審議してまいります。また、保存樹と景観樹の指定および解除につきましては、ただ今ご説明したものについてはそれぞれ指定、解除することとして審議がなされましたことをご報告させていただきます。

長くなりましたが、以上でございます。

(水野会長) ありがとうございました。

ただ今、用水みちすじ部会および緑化推進部会から報告がございましたが、用水みちす じ部会の黒川委員から何か補足がございましたら願いします。

(黒川委員) 色彩に関しては、今、立ち会いを私と山岸委員というご説明がありましたが、もう一人、金沢美大の角谷教授にも立ち会っていただきました。

(水野会長) ただ今の二つの部会からの報告につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。はい、どうぞ。

(越智委員) 保存樹の件についてちょっとお願いがあるのですが、私どもの近所にあるのです。ただ、ご近所からいろいろとクレームの話を聞くのです。まず、維持管理がうまくできていない。古くなった枝が折れて落ちてくる。それが下の枝に引っ掛かってぶらぶらしている。風が吹いたらいつどこに落ちてくるか分からないというような状況のままであるということと、それから、カラスがその木に巣を作っているのです。巣立ちのころになるとそこを通るのが危なくて、市の方にお願いするのですが、「カラスに注意」という紙を電柱に取り付けていくだけなのです。

そういうことで、維持管理の問題だろうと思うのですが、今後、保存樹についてはいろいると対策があるようですが、短期的に取りあえずやってみよう、それで、それを見ながらまた状況を判断して、もう少しどうすればいいかということをお考えになるようですが、

とにかく実際問題として生活道路に面したところでそのような状況になっているということをよく市の方は知った上で、適切な対応をしていただきたい。保存樹そのものについては分からない部分なのですが、そういう本末転倒になるようなことにならないように、ぜひお願いしたいということです。これは保存樹についてのことです。

(水野会長) ご指摘ありがとうございます。まず、保存樹について。

(事務局) はい。今、ご指摘いただいた内容は、確かに今回協議していく中でも課題として見受けられておりまして、確かに維持管理が適切にできていない部分があることは、われわれ事務局としても認識しております。特にまちなかの緑ですので、周りに建物が建っていたり、住まわれている方が非常に多くいらっしゃるということで、私どもは先ほどの「維持管理の手引き」というもので、所有者に対しての適切な維持管理を促す一方で、周辺の状況等を十分に鑑みまして、その管理・保全の仕方、樹種によっては例えば成長が非常に早いものがあったり、ゆっくり成長していくものがあったり、または常緑樹、落葉樹ということで、ある時期にどっと落ち葉が散るような樹種もあるわけで、そういったものをどのような形で管理していくのが望ましいのか、ある一定の指針を示して、所有者の方にも伝わるような形にしたいですし、また、望まれる関係ということで、地元の町会や地域の方々の声も踏まえながら、維持管理と保全というものをうまく両立させていく方法を模索したいと思います。今後また努力をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(越智委員) よろしくお願いします。望まれる関係という中で、市民・近隣住民という ものがあるのですが、あくまでも保存樹は個人財産ですので、近隣住民が何でも言うわけ にもいかないということもありまして、非常に難しい問題だと思いますが、ぜひ維持管理 については十分に留意していただきたいと思います。よろしくお願いします。

(水野会長) はい、どうぞ。

(黒川委員) 直接保存樹の話ではないのですが、土清水で桜のすぐ近くに老人施設ができて、建物を造るときに、排水路などがありますので、排水路近くの桜を残していただい

たのはいいのですが、かなり桜の地下茎を、ぎりぎりまで縮めたということで、今、皆さん、花がつくのかと心配しているのです。今は樹木を、例えば樹種によって違うと思うのですが、何m以内は切ってはいけないというような基準はあるのですか。

(事務局) それは樹種によって、根の伸び方が下に伸びるか外に広がるかでかなり違いますが、一般的には上の木の枝の伸びと同じぐらい、下の根は張っています。先ほどご説明したケヤキなどになってきますと、それをさらに超えて30~40m 先まで細かい根が張っていたりするケースもありますので、一概には言えませんが、確かに桜につきましては、根を切るときは上の方の枝もバランスよく切っていかないと、木が非常にストレスを感じて弱るということで、やむを得ないのであれば、上を切ったら下も切る、下を切ったら上も切るという形で管理していくことになります。

(黒川委員) 一応、目安としては。

(事務局) はい。

(黒川委員) もう一つ、報告事項2の右のページですが、ケヤキの特長を最後に書いてあって、「神明宮のケヤキとの連続性は希少である」というのは意味が分からないのですが。「貴重である」なら分かるのですが、「希少である」というのは、とても少ないという意味ですよね。連続性がとても少ないということですか。

(事務局) そうです。あらためて今回、保存樹の今後のあり方ということで市内一円を見させていただいたのですが、特に寺町寺院群については境内にケヤキが植えられているお寺がとても多いことが分かりました。また、鶴来道の方へ行くとケヤキがほとんどなくなって、また別の樹種が増えてくるのですけれども、そうした場合に、もともとは多分、寺町寺院群の敷地内にケヤキがずっと連続して植えられていたのではないかと思われます。これは恐らく、昔ですとお寺の改修などに敷地内にあったケヤキを切って、それを材として利用するという目的だったのではないかと思われるのですが、それが所々、ビルであるとか建物などで途切れてきているということで、これだけまとまった樹高 20m のこのようなケヤキが連続しているというのは寺町寺院群の中でもなかなか珍しいということで、希

少」というような表現にさせていただきました。

(黒川委員) 連続性が少ないことが重要だという意味ですか。

(事務局) 連続性があることが希少ということです。表現を訂正します。

(川村委員) 防災の面から少しお願いといいますか、お聞きしたいのですが、大野町 4 丁目地内道路整備工事のところで、これは金沢市の市道ということになるわけですが、ご存じのように大野の周り、実はこの道路そのものは相当海抜が高くて、恐らく端の方で海抜 3m 程度で、それからどんどんと図面の左側に行けば行くほど高くなってくるということですが、この周りはほとんど津波の浸水ゾーンだと思うのです。恐らくここら辺のところが、言ってみれば災害時にはよく使われる道路ですし、ここへ皆さん出てくるというか、集まってこられるというか、そういうところなのです。

そういう意味からしますと、4 ページ目にありますような道路の標準断面があるのですが、恐らくここはちょっと高いので、地下水はそこそこ低いので、周りほど液状化はしないとは思いますが、少なくともまずこの道路の建設に関しては液状化対策を少し加味していただきたい。つまり、路床や路盤をきっちりと造っていただきたいということがお願いです。

側溝がありまして、この側溝が恐らくみなと橋の方へ流下していくのだろうと思うのですが、一番みなと橋に近いところが恐らく地下水が非常に高くなるというところもありますので、いわゆる側溝の深さといいますか、高さですね、この辺のところを、もちろん勾配もありますが、なるべく地下水を下げるような道路構造でお願いしたいと思います。

(水野会長) それは道路管理者に言っておきたいと思います。

(事務局) 事業課の方に申し伝えます。

(水野会長) ほかによろしいですか。

それでは、各専門部会からの報告については、これでよろしゅうございましょうか。

(2) その他

金沢市重要文化的景観保全・整備計画の概要

(水野会長) 続きまして、報告事項(2)その他について、「金沢市重要文化的景観保全・整備計画の概要」について、説明をお願いします。

(事務局) 歴史建造物整備課の中谷と申します。よろしくお願いします。私の方から資料番号3の資料を基に、この3月に策定しました「金沢市重要文化的景観保全・整備計画」の概要についてご説明いたします。

平成22年2月に、重要文化的景観「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」という形で国の文化財として選定されました。そのことを受けまして、本計画は、文化的景観を形成している要素であります藩政期に由来する都市構造や生活文化を継承しつつ、将来に向けて望ましい文化的景観を保全・整備することを目的に策定したものです。

1枚めくっていただきまして、2ページ目です。計画の構成としまして、まず最初に「1. 計画策定の背景」として、全国で初めて魅力ある町並みなどを守るための「金沢市伝統環境保存条例」を金沢市が制定しまして、その後も、金沢の個性と魅力ある景観を磨き高めるために数多くの市独自の条例を制定し、全国の中でも先進的に取り組んできたということが、一つの計画策定の背景でもありますし、また、実際にこういった計画を作ることの背景となっております。

また、二つ目に上位計画・関連計画ということで、既に策定しております金沢市の世界 都市構想や都市計画マスタープランなどとの整合性を図りながら、計画を策定しました。

計画の範囲は、図で示しますように、金沢城跡周辺域および卯辰山公園、浅野川、犀川といった選定された区域を対象とした計画になります。

計画の期間は、平成24年から33年の10年間とします。

1 枚めくっていただきまして、「2. 文化的景観の特性と重要文化的景観の価値」ということで、(1) 文化的景観の特性として、写真で示しますように、城下町に由来する金沢市の都市構造や、加賀友禅、茶の湯といった伝統文化が継承されていることを文化的景観の特性として挙げています。また、(2) 重要文化的景観の価値として、各時代の土地利用の変遷を明確に反映し、都市の中心的な役割を担った地区、シンボル性の高い地区として人々の意識に根付いた地区といったところであるということをあげています。

(3) 番目の、重要な構成要素については、選定申出をするときに作成した保存計画書に位置づけておりまして、重要文化的景観の本質的な価値を示すものであります。例えば下の写真で示しますように、城下町の計画性を示す要素として、犀川などの河川や惣構跡、用水、寺社地、また、特徴的・一体的な界限性を有する地区などを城下町の計画性を示す地区として挙げており、また、文化的な象徴として金沢城跡や尾山神社の庭園、また、21世紀美術館などの文化施設を重要な構成要素として挙げています。

1 枚めくっていただきまして、「3. 重要文化的景観の保全・整備にあたっての現状と課題」として 7 項目挙げております。(1)人口減少や少子高齢化、(2)建築物の高さの混在、(3) 駐車場・空地・空家の増加、(4) 歴史的建築物の消失、(5) 自動車利用の増加、(6) 伝統産業や伝統的な行事・営みの減少、(7) 町場の緑の減少と、保全・整備にあたってはそういった課題があるということでまとめています。

5ページ目です。大きな4番の項目として、「4. 重要文化的景観の保全・整備の将来像」ということで、「藩政期に由来する地域固有の文化が映し出された景観とその場所性に依拠した施設、またそこに培われた美意識や嗜み、生活様式などを継承し、風格と魅力ある『世界都市・金沢』の実現を目指す」という【まちづくりの将来像】を掲げた上で、「5. 重要文化的景観の保全・整備の方針」として、現状と課題および重要文化的景観の価値を踏まえた形で三つの方針を示しました。1番目には城下町に由来する都市構造の継承、二つ目として金沢の生活・生業、界隈性の継承、三つ目に都市建築の保存・活用という形で三つ示してあります。

それらを具体的に表にしたものが6ページになります。今、お示ししました三つの項目を、上から緑色、赤色、青色の薄いハッチで示しておりますが、この三つの方針を基に、計画上では短期・中期・長期といった形で事業スケジュールなども掲載しながら、具体的な方策を掲げております。方針に基づいて具体的な方策を細かく分けて保全・整備にあたるという形で表にまとめたものです。

7ページ目は、「7. 重要文化的景観の保全・整備の推進に向けて」ということで、1つ目に、方策の実現に関連する取り組みの状況と見直し等についてということで、まず、一つ目としては建築物の景観誘導の考え方ということで、例えば金沢城跡(シンボル)の存在を意識した景観誘導などを踏まえて、現行の規制などの見直しについて検討していこうと考えています。

また、二つ目に駐車場の考え方ということで、金沢市景観計画に基づく駐車場の修景と

ともに、駐車場適正配置条例によって駐車場の適正な配置や集約化を図ることで伝統的な 町並み景観との調和に配慮した駐車場整備を実現するということです。

三つ目として、町家の保存・活用の考え方として、金沢の歴史・伝統・文化を伝える貴重な資源である「金沢町家」を維持・継承することにより伝統的な町並みを保存するとと もに、町家を積極的に利用することで維持・再生を図るということです。

四つ目として、低層部の商業利用の考え方で、藩政期に由来する尾張町界隈の場所性を 継承していくために、市の商業振興施策を講じ、まちづくり手法を活用することで、商業 利用を促進していこうと考えております。

最後に、推進体制として、市民、事業者、行政が協働して保全・整備を図っていくということを挙げています。以上です。

(水野会長) ただ今の報告につきまして、ご質問やご意見がございましたらお願いしま す。はい、どうぞ。

(黒川委員) 私も実は委員でありましたので責任を持っておりますし、内容がいろいろありますから大変だと思うのですが、4ページの「3. 重要文化的景観の保全・整備にあたっての現状と課題」を示したところの冒頭の一文、これはちょっと変だと思います。「文化的景観の保全・整備にあたっては、人口減少などの社会的な課題だけでなく、建築物の高さの混在や歴史的建築物の消失・・・」とありますが、こういう書き方をするということは、人口減少などの社会的な課題の方が影響があるというような書き方ですよね。

文化的景観の保全整備にあたっての課題という意味では、むしろその後の「建築物の高さの混在や歴史的建築物の消失、伝統産業、伝統行事の減少などの課題とともに、人口減少などの社会的な課題があります」というのならば分かるのですが。私も随分いろいろな文章の検討をさせていただいながら気づかなくて、今回のぱっと見てこれは変だなと思ったのですが、そうでないと今後の施策の中に人口減少をどうするのだという問題が出てこなければいけなくなるわけですが、そういう文言は一つもありませんから、むしろそういうことが間接的に課題とされるということだと思うのです。

(事務局) 人口減少という社会的に大きな課題から徐々に地区の課題を示しました。まず人口減少は非常に大きな課題でしたので、最初に挙げたというのはあったのですが。

(黒川委員) これが一番目に出ていると。

(事務局) 結局、文化的景観を形成するのは人々ですので、一番最初に人口減少を課題 にあげました。

(黒川委員) それは社会全体の話ですから。ですから、社会的課題というと、自動車利用の増加などもそうなのです。人口減少を社会的な課題の代表として挙げてあるのですけれども、この順番は、多分、(1)(2)(3)というのは、別に最重要だから先に持ってきているというわけではないのですね。

(水野会長) 私は違うようにとらえていて、人口減少と少子高齢化というものの現状を、 文化的景観との関係で、都心の空洞化とか、活力低下とか、空地化とか、そういったこと を言っているのではないかと思うのです。そうすると、景観の機能を壊しているというよ うにとらえられる。要するに、人口減少問題と少子高齢化問題ということではなくて、都 心居住の減少だとか、都心の空洞化という重要文化的景観寄りの話をしているのではない かというようにとらえたのですが。

(事務局) まず前提として、人々が減少しているということが、ここだけではなくて全国的には問題ではあるものの、県内のこの地区でも同様であり、この課題がベースであるということでまず最初に持ってきました。この地区だけのものではないので最初に持ってくるのはおかしいのではないかと委員がおっしゃることも分かりますので、そのあたりのとらえ方というのは検討が必要です。

(黒川委員) この地区は特に人口が減少しているのだから、それは・・・。

(水野会長) いや、金沢でどこが人口減少している地域かということは特に分析はして いないでしょう。

(事務局) この計画を立てるにあたりまして、社会的な背景として、やはり人口減少、

また高齢化が非常に進んでおりますし、それも大きなインパクトであるといったことをまずきちっと踏まえました。そして、その表れとして出てきているいろいろな問題として、特にこういった具体的な課題があるという考えでありまして、そういう意味で人口減少・少子高齢化を、あくまで中心市街地の問題として最初に持ってきました。

(黒川委員) そうしたら、もしこの文書を出すとすれば、「社会的な課題だけでなく」ではなく、「社会的な課題とともに」ですよ。

(事務局) はい。これは表題として今後の取り組みについての概要をまとめてあるところですので、ご指摘のとおり、ここは「社会的な課題とともに」とさせていただきます。

(水野会長) ほかに何かご質問は。この文化的景観というのはなかなか難しい概念でして、実際の政策にどうもっていくのかが今後の課題ですね。

(水野会長) ないようでしたら次にまいりたいと思います。「沿道景観形成条例に基づく 地区指定の状況について」の説明をお願いします。

(事務局) それでは、では、「沿道景観形成条例に基づく地区指定(東インター大通り区域)の状況について」報告をさせていただきます。資料番号5番です。

沿道景観形成の経緯としまして、まず沿道景観形成条例が平成 17 年 3 月に制定されています。目的としましては、市民が親しみ、誇ることができる沿道空間の保全および創出を図り、もって地域の魅力の向上と人々の交流の促進に資することです。

金沢市では、市街地を中心に景観施策を手厚く進めてきたところですが、市街地の幹線 道路、例えばインターチェンジから下りて市街地に到達するまでの区間につきましては、 金沢の第一印象を決定付けるといっても過言ではないところが多いと思うのですが、景観 誘導という点では少し手薄な面があったということがありまして、そういった幹線道路に つきましても金沢らしいものにしていきたいということで制定された条例です。

この条例に基づきまして、沿道景観形成基本計画が策定されています。基本方針としま

しては、金沢らしさ、地域らしさが感じられる個性と魅力ある沿道景観の形成、それから、 統一感、連続感のある心地よい沿道景観の形成、道路特性を踏まえた沿道景観の形成とい うことでありまして、この沿道景観形成基本計画では、市内の主要な幹線道路を対象とし て、その幹線道路を性格ごとに類型化し、そのタイプに応じた沿道景観のあり方を整理し ております。そして、区域指定ですとか、基準策定にあたっての基本的な方向性を示した ものです。

こちらがその基本計画で定められている対象路線および類型化です。ここにありますように、7種類の性格に分けて、おのおののタイプごとの基本方針を定めております。

ちなみに、東インター大通り区域がこちらにありまして、黄緑色の部分が「郷の道」です。8 号線から馬場小学校までの区間につきましては「都市の道」と基本計画で位置付けられております。

この沿道景観形成条例に基づいて、既に指定されている区域がありますので紹介させていただきます。

こちらは、平成21年4月に指定されました西インター大通り区域です。こちらは広小路の交差点から8号線、北陸自動車道の松島北の交差点の4.6kmです。この区域が第1号の指定ということで、既に3年前に指定されたところです。

もう一つの路線につきまして、これも同じく第一号で指定された諸江通り区域ということで、広岡1丁目の交差点から8号線の合流部分がありまして、問屋町までです。こちらの延長は1.7km、諸江通り区域ということで指定を受けております。

東インター大通り、今から指定しようとしていますが、現状を簡単に写真で紹介させていただきます。こういった形で看板が大きくて色使いが派手なものがあったり、こちらも鮮やかすぎる建物やのぼり旗、奇抜な建物があります。

これは独立広告ではなく建物に張り付けた、何種類もの広告が張ってあるような建物があります。

これは少し大きすぎる広告です。

こちらもそうです。

これはこちらから行きますと乙丸陸橋を渡ってしばらく行ったところですが、こういったところに一番大きなものがある状況です。

それから、屋上に広告物があるというものもあります。

それから、こちらが野立て広告になります。野立て広告といいますのは、自分の敷地に 設置せずに、目的とする場所を誘導するようなものを言いますが、8 号線から北側にこう いったものが見られます。

それから、雑草が生えています。

悪いところばかり紹介してしまいましたが、交差点部には植栽があって、見え掛かりを 助けていたり、潤いを与えているという状況もあります。

それから、民地の駐車場でも看板なども適正なものですし、こういった植栽を置くことで、駐車場の車を完全には隠すことはできなくても、見え掛かりを和らげているようなものの現況です。

それから、景観的に配慮された交差点の建物は、大いに景観を支えています。こういった良い事例もあります。

この東インター大通りを、何とか条例に基づく3本目の指定路線にしたいということで、 今年度から取り組みを開始しております。

いろいろあるのですが、東インター大通り景観形成協議会という地元の沿道の町会、あるいは生産組合、あるいは連合町会からなる組織が、去る7月に立ち上がっております。 その団体が現況調査をしたり、課題を整理したり、当該路線の景観特性を把握したりということをまずした上で、景観形成の方針、どうやってこの東インター大通りの景観づくり を良くしていくかという方針を考えたり、区域をどこまでにするか、基準にはこんなもの を盛り込んだらいいのではないかという検討を今年度行っております。

その意見を吸い上げた形で、実はこれは昨日だったのですが、金沢市の金沢市沿道景観 形成協議会という組織で、具体的な沿道景観形成区域、あるいは沿道景観形成区域の案を、 協議したところです。

こちらの写真は、東インター大通り景観形成協議会、地元協議会の活動状況です。最初 は勉強会から始めまして、基準なり区域等々を検討してきたということです。

こちらは現況調査の状況ですが、区間が長いので、協議会の方々には六つのスパンに分かれて現地調査をしてもらいました。

それを持ち帰りまして、現地調査の結果を集約しまして、協議会全体で意思統一を図る ために、皆さんにスパンごとの報告をしていただきました。

こちらは 3 月 18 日ですので、先週の日曜日になりますが、東インター大通り景観形成協議会が一斉清掃ということで、沿道事業者や沿道の住民の方にもお声掛けして、意識啓発を目的として美化活動を行ったものです。

それから、これが沿道景観形成区域の案でありまして、こちらに馬場小学校がありまして、田中の交差点、北陸自動車道があって、もうちょっと北に行きますと金腐川という川が流れております。この田中橋までの区間、この 4km の区間を区域指定の区間、東インター大通り区域としていきたいと考えております。

それから、全体の方針といたしましては、最初は田園景観がありまして、「田園景観から金沢の伝統的街並みに至る景観的グラデーションを演出しつつ、通りとしての調和と統一感に配慮することで、心地よい沿道景観を創出する」ということで、通り全体としてこのような方針を持って進めていこうということで定めた方向です。

区間ごとに少しずつ性格が違うものですから、こちらが馬場小学校、乙丸陸橋がありま

して、8 号線がありまして、田中という区間の中で、ある程度区間を分けて、最初は田園 景観との調和に配慮していこうというところがありまして、乙丸陸橋を渡るようなところ になれば市街地に向かう期待感を与える、それからいよいよ乙丸陸橋を下りれば、伝統的 街並みへの導入部分としての演出をしていこうといった形で、区間ごとのある程度の方針 立てをしている状況です。

こういったことをすべて加えまして、沿道景観形成基準の案を作成しているところで、 六つのカテゴライズで形成しています。一つは道路本体、それから屋外の広告物、建築物・ 工作物、それから宅地造成や駐車場整備などの土地の形質、それから緑化、その他という 形で現在基準を作成しているところです。

今後の予定ですが、実は昨日の金沢市沿道景観形成協議会で協議を行った結果、先ほど 言いました区域割りについて若干変更した方がいいのではないかという意見が出まして、 少し修正する必要があるのですが、その修正をした上で、来年度以降、意見交換会という ことで、沿道住民、沿道事業者を対象とした意見交換会を実施します。

それから、地元協議会、あるいは金沢市沿道景観形成協議会、このあたりで必要があれば基準の修正を加えまして、案として正式なものを仕上げたい。

それから、金沢市の審議機関であります本審議会、あるいは屋外広告物審議会にお諮り することになります。

その上で、25年度に告示し運用開始したいと考えています。来年度、景観審議会にも諮ることになります。

以上で東インター大通りの区域指定の状況についての報告を終わります。

(水野会長) ただ今の報告につきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(山岸委員) 当該路線はアドプト制度を導入しているのですか。

(事務局) 県の方からそういうオファーもあるのですが、今、地元協議会がようやく立ち上がった中で、区域指定で動いているところに別のものが入ってくると、ちょっと煩雑になりますので、県の方にはご遠慮願っています。機が熟すればまたそういういったこと

も考えていけばいいかなと思っております。

(水野会長) 先行する西インター大通りについては約20年やってきておりまして、随分きれいになったのですが、そういうことで金沢に入ってくる道、東インター大通りの方もぜひうまくいくようにと思っております。これは大変なのですね。沿道の個々の人たちの力もお借りしなければならないということで非常に大事な作業になりますが。

特にないようでしたら、これで終わりたいと思います。これで本日予定していた議題は すべて終了いたしました。せっかくの機会ですので、何かご発言のある方がいらっしゃっ たらどうぞ。

それでは、ないようでしたら、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。